

平成30年門真市教育委員会第7回定例会

開催日時 平成30年7月26日（木） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第17号 門真市社会教育委員の委嘱について
- 日程第4 議案第18号 門真市立公民館運営審議会委員の委嘱について
- 日程第5 議案第19号 平成31年度小学校使用教科用図書「特別の教科 道徳」の採択について
- 日程第6 議案第20号 平成31年度小学校使用教科用図書の採択について
- 日程第7 議案第21号 平成31年度小学校使用教科用拡大図書の採択について
- 日程第8 議案第22号 平成31年度中学校使用教科用図書「特別の教科 道徳」の採択について
- 日程第9 議案第23号 平成31年度中学校使用教科用図書の採択について
- 日程第10 議案第24号 平成31年度中学校使用教科用拡大図書の採択について
- 日程第11 諸報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

出席委員

教育長	久木元 秀平
教育長職務代理者	長澤 信之
委員	桜井 智恵子
委員	土川 好子
委員	高橋 元

事務局出席職員

教育次長	森本 訓史
教育部長	満永 誠一
教育部次長	水野 知加子
教育部総括参事	寺西 照之
教育部教育総務課長	中野 康宏

教育部学校教育課長	三村 泰久
教育部学校教育課参事	高山 拓也
教育部学校教育課参事 兼教育センター長	峯松 大輔
教育部社会教育課長	牧菌 友広
教育部図書館長	西中 敏美
教育部社会教育課長補佐	森井 康喜

久木元教育長 開会宣告 午後 2 時

日程第 1 会議録署名委員の指名

久木元教育長より 土川 好子 委員を指名

日程第 2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3 議案第17号 門真市社会教育委員の委嘱について
説明者 牧菌社会教育課長

議案書 1 ページから 3 ページをご覧ください。

本議案につきましては、現在の委員の任期満了に伴い、8名の委員のうち、引き続き7名を、新たに1名の委員を、社会教育法第15条第2項並びに門真市社会教育委員条例第2条及び第3条の規定に基づき委嘱するものでございます。

今回初めて委嘱いたしますのは、大阪府立門真なみはや高等学校長の大森孝志氏です。

なお、任期は、30年8月1日から32年7月31日までとするものです。

[全委員異議なく、可決]

日程第 4

議案第18号 門真市立公民館運営審議会委員の委嘱について
説明者 牧菌社会教育課長

議案書 4 ページから 6 ページをご覧ください。

本議案につきましては、現在の委員の任期満了に伴い、7名の委員のうち、引き続き6名を、新たに1名の委員を、社会教育法第30条第1項並びに門真市立公民館運営審議会条例第2条及び第3条の規定に基づき委嘱するものでございます。

今回初めて委嘱いたしますのは、公民館サークル代表の川崎孝子氏です。

なお、任期は、30年8月1日から32年7月31日までとするものです。

[全委員異議なく、可決]

日程第 5

議案第19号 平成31年度小学校使用教科用図書「特別の教科 道徳」の採択について
説明者 峯松学校教育課参事

議案書の 7 ページをご覧ください。

31年度に門真市立小学校において使用する教科用図書「特別の教科 道徳」につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令の定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」との規定に基づき採択を行うこととなります。

同一教科書を採択する期間につきましては、「義務教育諸学校教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第15条第2項及び第3項の規定により、2年間と定められております。

小学校では、平成30年度より8ページに掲載しております一覧の教科用図書が使用されており、採択期間は、31年度までとなっております。

[全委員異議なく、可決]

日程第 6

議案第20号 平成31年度小学校使用教科用図書の採択について
説明者 峯松学校教育課参事

議案書の9ページをご覧ください。

「特別の教科 道徳」以外の、31年度に門真市立小学校において使用する教科用図書につきましては、同一の教科用図書を採択する期間が31年3月31日をもって満了するため、31年度に使用する11種目の教科書を、10ページにお示ししております「平成31年度小学校使用教科用図書 発行者別一覧（「特別の教科 道徳」を除く）」の中から種目ごとに1種類の教科用図書を採択いただくために本案を提出するものです。

これまでの経過をご説明いたします。平成30年3月30日付文部科学省初等中等教育局教科書課長通知によりますと、「昨年度、小学校の「特別の教科 道徳」以外の使用教科書については新たな検定図書の申請が無かったため、基本的には前回の平成25年度検定合格図書の中から、採択を行うことになること。その際、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられること」とございました。その通知文を踏まえ、平成26年度採択における調査員作成の調査研究資料を活用し、現在門真市立小学校で使用している各教科用図書について、4年間の使用実績に関するアンケートを、校長会各教科担当に依頼し、資料として作成いたしました。アンケート結果につきましては、全教科、現在使用している教科用図書について、特に問題はなく使用できているとのことであります。尚、議案書10ページの発行者別一覧において、○印が記入されているものが、門真市立小学校で現在使用されている教科用図書であります。7月18日には、教育委員学習会が開催され、その資料を参考に、意見交換をしていただいたところでございます。

久木元教育長： 本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条の第6号に規定されておりますとおり、教育委員会の職務権限において学校での使用義務が課せられている教科用図

書を採択する重要な案件であります。

今回は事務局からの説明がありましたように、昨年度、小学校の「特別の教科 道徳」以外の使用教科書については新たな検定図書への申請が無かったため、基本的には前回の平成25年度検定合格図書の中から、採択を行うこととなります。その際、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられるとあり、その通知文を踏まえ、事務局が平成26年度採択における調査員作成の調査研究資料を活用し、現在門真市立小学校で使用している各教科用図書について、4年間の使用実績に関するアンケートを、校長会各教科担当に依頼し、資料として作成いたしました。7月18日には、教育委員全員による学習会を開催し、その資料を参考に、意見交換をしたところでございます。

本日はこれまでの検討内容をもとに審議を行い、本市の児童にとって適切な教科用図書を採択したいと考えております。資料につきましては各委員の机上にお配りしております。また教科書見本本につきましては、現在使用している教科書が1セット私の前に、またそれ以外の見本本につきましては、事務局で用意しております。これまでの間に、充分検討をしましてまいりましたので、資料は必要に応じて参考にしながら審議を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

何かご意見ご質問等がございましたらよろしくお願い致します。

長澤教育長職務代理者： 本来であれば今年が採択替の年度ですが、今お話があったように文部科学省の通知にありますように新しい検定教科書は発行されていないということ。また、この4年間の使用実績に関するアンケートを見ていると、すべての種目において特に問題がないという回答も担当校長から出ていますし、担当校長も現場の声をしっかりと把握した上での回答だと思います。教科書については小学校現場の声を最大限尊重したいと思っていますので、今回につきましては、引き続き同じ教科書を採択することが望ましいかと思っています。

久木元教育長： ありがとうございます。我々の責任と権限をもって進める中でご意見を頂いております。他にご意見ございますでしょうか。は

い土川委員お願いします。

土川委員： 私もそのように思います。来年度は新教育課程に伴う全教科の教科書採択が小学校はあると聞いています。今年度の採択は平成31年度の一年間だけの使用になり、もし違う教科書を使用すると、その教科は来年度と再来年度の二度にわたって、新しい教科書の教育課程を作成するということになり、小学校現場はかえって混乱すると思います。特に問題がないのなら、平成31年度は引き続き同じ教科書を使用するという流れでよいかと思えます。

久木元教育長： 他にご意見はございませんか。

今のご意見等を総合的に判断いたしますと、平成31年度の小学校使用教科用図書は、「特別の教科 道徳」以外の全11種目については、引き続き現在使用している教科用図書を採択するということがよろしいでしょうか。

特にご異議ございませんか。

ありがとうございます。異議がないようでございます。それでは、ご意見を総合いたしまして、「特別の教科 道徳」を除く、平成31年度小学校使用教科用図書につきましては、引き続き現在使用している教科用図書を採択いたします。

確認のため、申し上げます。

国語につきましては光村図書の「国語」

書写につきましては日本文教出版の「小学書写」

社会につきましては東京書籍の「新編 新しい社会」

地図につきましては東京書籍の「新編 新しい地図帳」

算数につきましては日本文教出版の「小学算数」

理科につきましては啓林館の「わくわく理科」「わくわく理科プラス」

生活につきましては啓林館の「わくわく せいかつ」「せいかつたんけんブック」「いきいき せいかつ」

音楽につきましては教育芸術社の「小学生の音楽」

図画工作につきましては日本文教出版の「図画工作」

家庭につきましては東京書籍の「新編 新しい家庭」

保健につきましては学研教育みらいの「新・みんなの保健」

になります。以上を採択いたします。

[全委員異議なく、可決]

日程第 7

議案第21号 平成31年度小学校使用教科用拡大図書の採択について

説明者 峯松学校教育課参事

議案書の11ページをご覧ください。

現在、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」に基づき、教科書会社が発行している拡大教科書を使用しているところでございます。

31年度につきましても、拡大教科書の使用が必要であることから、平成31年度使用教科用図書として先ほど採択いただいた発行者が発行している拡大教科書を学校教育法附則第9条に規定する教科用図書として採択をお願いするものでございます。教科書種目一覧は12ページのとおりでございます。

[全委員異議なく、可決]

日程第 8

議案第22号 平成31年度中学校使用教科用図書「特別の教科 道徳」の採択について

説明者 峯松学校教育課参事

議案書の13ページをご覧ください。

門真市立中学校において平成31年度より使用する教科用図書につきまして、新たに「特別の教科 道徳」の教科用図書を採択する必要があり、14ページにお示ししております「平成31年度中学校使用教科用図書『特別の教科 道徳』発行者別一覧」の中から採択いただくために本案を提出するものです。

これまでの経過をご説明いたします。平成30年第4回定例教育委員会におきまして、教科用図書の調査・研究に伴う門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置と選定委員会に対する諮問のご決定を賜りました。

これに基づきまして、選定委員会におきましては、教科書見本、本市調査員からの「門真市教科用図書選定資料」、大阪府教育

委員会作成の「教科用図書選定資料」などを参考に、慎重な調査研究と審議を重ね、その結果をまとめて7月18日付けで答申がございました。また、これを受けて、7月18日には、教育委員学習会が開催され、選定委員会答申等を参考に、教科書の調査研究をしていただいたところでございます。

久木元教育長： 本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条の第6号に規定されておりますとおり、教育委員会の職務権限において学校での使用義務が課せられている教科用図書を採択する重要な案件であります。

そのため、今回の「特別の教科 道徳」の選定につきまして、『平成31年度中学校使用教科用図書の適正な選定について』を門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員長に諮問し、意見を求めました。

選定委員会からの答申は30年7月18日にいただきましたが、その際、選定委員会からは適正かつ公正で開かれた教科書採択を目指して、5月21日、7月2日、7月11日の3回にわたり慎重かつ精力的な審議を重ね、選定資料を作成したとの報告をいただいております。

また、これと並行しまして、我々各教育委員の方でも6月中から自宅並びに教科書センターにおいて教科書見本本を熟読の上、どの教科書が本市の生徒にとって適切なのか、独自に調査研究を行ってまいりました。

7月18日には教育委員全員による学習会を開催し、選定委員会答申及び調査員報告書、大阪府教育委員会の選定資料、学校からの所見や教科書センターに寄せられました一般の方々からのご意見なども参考に、採択に係る全ての教科書と十分に照らし合わせながら調査研究を行ったところでございます。

本日はこれまでの検討内容をもとに審議を行い、本市の生徒にとって適切な教科用図書を採択していきたいと考えております。答申並びに教科書見本本につきましては各委員の机上にお配りしていますが、これまでの間に、これらの資料をもとに充分検討をしてまいりましたので、資料は必要に応じて参考にしながら審議を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

それではただ今より、門真市立中学校用教科用図書の適正かつ

公正な採択を行うため慎重に審議を進めていきたいと思ひます。我々の責任と権限を持って採択を進めるために、ご意見をいただく中で、合意のうちに採択を行いたいと思ひておりますのでよろしくお願ひいたします。

今回の道徳は8社について出ております。ご意見のある方は、挙手をお願ひします。

長澤教育長職務代理者： 少し前置きが長くなってしまうかもしれませんが、ご了承お願ひしたいと思います。8社見てみますとそれぞれ工夫がされておひまして、どの教科書を見ましても今大切にされておひます問題解決型の学習、体験を通した学習が行えるようになっておひ、生徒の学習意欲を引き出しそれに伴って、道徳性を養うことができるような内容になっておひると思ひます。

次に別冊もつひているのが2社あるんですけども、小学校の採択の時、私は別冊については批判的な立場をとつていたんですけども、今回この別冊を見ておひますと生徒が自由に書き込めるような内容になっておひまして、かなり改善されてきたなど評価をしておひます。もう一つ気になったことが中学校の道徳は長い文章が多いですね。そうすると授業の展開等を考えた場合に1時間の授業の単位時間の中で子どもたちがそれを読んでそれについて対話をし、教師として思ふことを言うとてもじゃないですが、時間が足りないです。そうなつてきますと前もつて明日この授業をするから、ちょっと読んでおひでという家庭での学習、前もつて読んでくるという場面も必要ではないかと思ひます。そういう場面を考えますと、時間的なこともあつて、子どもたち自身がぱつと開いた時に、明日これかに関心が湧いて、分かりやすい教材が含まれておひるかどうかということも考えておひなければならぬと思ひておひます。

結論を申しますと8社ござおひますが、教師の道徳観を押しつけるのではなくて、議論で黒白をつけるではなく、子ども同士の対話でもつて物事を解決し考えていく、対話を重視するような教材や道徳性を涵養できる教材なのかということを見きわめて選択する必要があると考えます。そういう意味から申しますと、本来なら1社に絞つて発言しなればならぬんですけども、なかなか1社に絞りがたいことがあひまして、他の先生方に意見を参考にするということ。とりあえずは4社、絞つたことにはなりま

せんが、4社についてコメントを述べたいと思います。極めて特徴のあるところを簡潔に述べたいと思います。

順番は順不同ですけれど、1社目は東京書籍です。いじめや命についての題材が、幅広く取り上げておりまして、他社と比べましても教材に工夫がされていると感じました。また内容によっては、ユニット的な取り扱いがなされておりまして教員が使用する場合に非常に便利であるという感じがいたしました。

2社目は光村図書ですね。社会的な課題の観点を考えてみた場合、相互理解や寛容的な心情を養う教材を上手に扱っていると思います。また法を守る視点ですね。何歳ではこういう法が適用されますよということもきちんと押さえていることも評価したいと思っております。

3社目は廣済堂あかつきです。先人の名言等が各教材の後に掲載されておりまして、子どもたちの関心を引き付けるように工夫されていると思います。

4社目は日本文教出版ですね。教材の内容が多面的、多角的に考えておりまして、上手に含まれていると。また知識から実践に繋がるように配慮されていると思います。さらに社会的課題に関しましては、例えば世界人権宣言も書かれておりますし、いじめは刑法に抵触するといじめと刑法との関係が取り上げられておりまして、この辺りも評価をしたいなと思います。以上です。

久木元教育長： はい、ありがとうございました。

それでは他にございませんか。土川委員お願いいたします。

土川委員： 道徳の授業の進め方なんですけれど、一方的なかたちではなくて、子どもたちが考えるような教科書であってほしいなと思います。そういうところから全体を見てみたんですけれども、まず別冊ノートに関しましては、2社ありまして、廣済堂あかつきについては自分自身も振り返るようなそういう内容のノートのあり方だったと思います。文教出版については教材の内容を理解することで、先ほど言いました生徒の考え方を一方的に導いていくようなかたちにはなっていないだろうかなということを感じました。

それから各社いろいろ社会的な題材とかそういうことで、文教出版の「プラットホーム」、学研未来の「クローズアップ」、日本教科書の「心の扉」ということで社会的なことも含まれてはいる

んですが、教材を通して生徒がどういうふうを感じるのかということを中心に見ていくと、内容的に必要なことで、社会に対して目を向けることがすごく必要なんですけども、内容的にオーバーになってはないかなということを感じました。それから人物の取り扱いが多い出版社であるとか、道徳的な教材と言われるようなものを多く含む出版社もありましたので、少し偏りがあるのではないかなと感じました。日本教科書に関しては教材がすごく精選されておりまして、教材中心の構成になっていたと思います。学校図書に関してはまず開けた時に視点や内容次第というのが明示されておりまして、字の大きさも大きいですし、見やすいようなかたちになっておりました。

その中でいろいろ見比べてみまして、東京出版に関しては、教材が30項目ぐらいであって、観点の明示がされていたり、イラストを使っていて、使いやすいのではないかなと感じました。それからロールプレイや対話の教材についてもたくさんではないけれども、そういうことをするにあたって詳しく丁寧に指導されていて、ロールプレイがしやすいのではないかなと感じました。それから命やいじめの教材も3学年にわたってバランスよく取り扱っていて、評価できるように感じました。

それから光村図書に関しては、イラストや新聞も用いた工夫がされていること、それからコラムで社会への展望が見られていること、何より内容理解において、生徒が入りやすいようなかたちになっていたと思います。

教育出版に関しては「まなびの道しるべ」というのが最後についているんですが、シンプルでまた自分へのフィードバックも行われていていいなと感じます。以上です。

久木元教育長： はい、ありがとうございます。それでは、他にご意見はございませんか。はい、高橋委員。

高橋委員： 今回の教科書を選ぶに当たりまして、できるだけ生徒の目線で教科書を読ませていただきました。実際に読んでみまして、内容とか構成とか見させてもらいまして、個人的には非常に勉強になったかなというのが感想です。その中で気になりましたのは、どの出版社も人物を取り上げている題材がありましたけれども、人物についてはその人の見方によっては評価が異なることもありま

すので、今現在実在している人物については、特に慎重に取り扱うべきではないかなと思います。それと先ほども指摘されていましたが別冊ノートについてですけれども、これも賛否両論があると思いますけれども、出版社によっては別冊ノートにも文章が書かれているようなものもありましたので、生徒目線で考えますと負担が増えてしまうのではないかなという懸念も感じました。これらのことを踏まえまして3つに絞らしていただきました。まず光村図書、東京書籍、学校図書の3社です。

まず光村図書ですけれども個人的には内容が非常に優れていると感じました。絵とか写真は若干少しおとなし目なんですけれども、全体的にシンプルにまとまっているかなという感じがしました。

それと東京書籍は内容が非常に良かったと思います。こちらは挿絵とか写真は非常にカラフルでインパクトがありましたので、内容と構成面で非常にバランスが取れているんじゃないかなと感じました。

それと最後に、学校図書ですけれども、題材の最後に「心の扉」という題材の要旨をまとめているような項目がありまして、生徒は考えを整理するには良いのではないかなと思いました。私から以上です。

久木元教育長： ありがとうございます。それでは。桜井委員お願いいたします。

桜井委員： 基本的に現場の先生方が使いやすいのが一番いいなとは思っています。それはもう教育委員みんなが思っていることです。ただ道徳を教材にして社会的な問題を扱ってはいるのだけれども、社会的な視野ではなくて、自分の問題や心構えだけに持っていくような授業になったら非常に残念だなと思っています。教科書を見ると授業の最後に、振り返りが必ず出てきて学習させて、強く言えば自己責任のようところに持って行ってしまおうような方向にならずに、生徒の考えを縛らずにオープンな感じで授業が進んでいったらいいなと考えています。別冊ノートは教育委員の中でも意見がいろいろあったんですけれども、使いやすいんですけれども、非常にフレッシュな先生が一杯一杯の時に、別冊ノートを使うと、ノートに使われてしまってノートに頼ってしまうというリ

スクもあるので、少し心配があるかなという話をしました。概ね重なっているんですけど、光村図書や東京書籍が使いやすいのではないかなと私も感じました。ただ東京書籍の方はロールプレイが大変いいという意見と、私は自分も教員になるんですけども、印象としては、ロールプレイは役割になってお互いにやってみるんですけども、その役割というのは自分の価値観とか自分の知っている役割で話が進んでしまうので、さまざまな多様性というよりもその価値観を強化されてしまって、深まりを阻む場合があるので、使い方は微妙だなとも思いました。そういう意味では授業づくりや工夫について先輩教員や教育センターが少し関わってくださるといいなと思っています。

そういう意味では、総合的に申し上げた教材や価値観を載せるというよりも、それを用いて子どもたちが自由に物を考えるという、そういう方法であることを市教委で共有していただいて研修も共有しながら行っていただければいいかなと思っています。以上です。

久木元教育長： はい、ありがとうございます。他にご意見はございませんか。それぞれの教科書に、特徴があり評価していただいております。各委員の皆様も生徒や教員のことをよく考えながら、ご意見を出していただいていたと思います。なかなか一つに絞るのも難しいですが、先程も申しましたように合意の中で進めていきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思っています。

今のご意見等、総合的に判断いたしますと、どの委員も東京書籍を推すご意見を多く出されていたように思います。特に東京書籍は教材のバランスや構成も良い、内容も生徒にとってもわかりやすく、教員も柔軟に授業を組み立てやすい、またロールプレイには課題があるということでございましたけれども、教材の工夫や研修によってそれは克服できるんじゃないかというご意見だったかなと思います。

ということで、いかがでしょうか。東京書籍を推したいと思いますが、ご異議ございませんか。

全委員： 異議なし。

久木元教育長： ありがとうございます。それでは、ご意見を総合いたしまして、平成31年度中学校使用教科用図書「特別の教科 道徳」につきましては、東京書籍「新しい道徳」を採択いたします。

[全委員異議なく、可決]

日程第9

議案第23号 平成31年度中学校使用教科用図書の採択について
説明者 峯松学校教育課参事

議案書の15ページをご覧ください。

「特別の教科 道徳」以外の、31年度に門真市立中学校において使用する教科用図書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令の定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」との規定に基づき採択を行うこととなります。

同一教科書を採択する期間につきましては、「義務教育諸学校教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第15条第1項の規定により、4年間と定められております。

中学校では、平成28年度より16ページに掲載しております一覧の教科用図書が使用されており、採択期間は、平成31年度までとなっております。

[全委員異議なく、可決]

日程第10

議案第24号 平成31年度中学校使用教科用拡大図書の採択について
説明者 峯松学校教育課参事

議案書の17ページをご覧ください。

現在、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」に基づき、教科書会社が発行している拡大教科書を使用しているところでございます。

31年度につきましても、拡大教科書の使用が必要であることか

ら、平成31年度使用教科用図書として先ほど採択いただいた発行者が発行している拡大教科書を学校教育法附則第9条に規定する教科用図書として採択をお願いするものでございます。教科書種目一覧は18ページのとおりでございます。

[全委員異議なく、可決]

日程第11

諸報告

番号1 門真市生涯学習複合施設に係る報告③について
説明者 牧菌社会教育課長

諸報告第1号の説明を行う前に久木元教育長より、下記のような説明がされた。

前回の定例会では、本市の北部地域の既存施設の利用状況の数値等をもとに、生涯学習複合施設と既存施設との機能連携や機能分散の可能性について検討内容の途中経過を説明していただきました。本日も、現時点の検討状況を報告してください。

説明者 牧菌社会教育課長

諸報告第1号門真市生涯学習複合施設に係る報告③について説明いたします。

まず、前回の定例会以降の関係附属機関等の動向について、ご説明いたします。

公民館運営審議会と社会教育委員会議の両会議とも、これまで教育委員会でご説明させていただいた、生涯学習複合施設建設基本計画の概要や市の財政状況、まちづくりの状況、各施設の利用率や施設配置イメージ図などについて資料を基に、総合教育会議以降の経過を含めて事務局よりご説明させていただき、ご意見をいただきました。

はじめに、6月29日(金)に開催されました公民館運営審議会について、お手元の諸報告資料のうち、公民館運営審議会議事録及び公民館運営審議会から提出された「生涯学習複合施設について(自

由意見抜粋)」をご参照ください。

まず、公民館運営審議会の案件として、「生涯学習複合施設建設基本計画の概要と総合教育会議以降の経過について」では、各委員からの主な意見を議事録から抜粋しますと、「財政状況が厳しいということだが、厳しい中でも、身の丈に合った、施設を」「計画が5年たって、そのときから変わる部分がでてきているのではないか。財政的な問題もあり、基本的なコンセプトが変わらないなら、多少施設の変更があっても気にしなくても良いのではないか」「5年前に計画をして、まだかまだかと待っている状態ですので、できるだけ早く建設していただけるように進めていただきたい」などの意見がありました。

「施設配置イメージ案について」の案件では、「駅の近くに施設が近寄ってきたというだけでも、私たち主婦とか、親子連れにしたらすごく近くなって、使いやすいかなどは思う。」「東側への配置により、駅から近くなるので便利になると思う。」「手前のほうに施設を作るほうがいい。駅から降りてすぐ交流広場を通過して施設に行けるということで、こっちのほうがいい。」「施設が駅から近くになれば、目立つ、よく見えるというようなこともあり、とても良い空間というものが駅からでも見ることができのかなというふうに思う。」などの意見がありました。

「既存施設との連携による機能分散の考え方について」の案件では、「ルミエールホールの備品や電源を使うときは必ず使用料がいる。中塚荘や文化会館ではいらなかった。その点考慮していただければ。」や「文化会館の料理教室は利用率が低い、この料理教室については各学校の家庭科室であるとか、公民館とか、南部市民センターなどで代用することができるので、複合施設では不要なのではないか」「ホールは2つつくるという予定になっていたと思いますので、1つだけは絶対残してほしい。」「文化会館機能で諸室の大幅な集約や縮小をせずに、公民館の老朽化も考えると、今後を見据えて、公民館機能も果たせるよう十分な部屋数・規模を確保してほしい。」などの意見がありました。

次に、門真市立公民館運営審議会萩原委員長より平成30年7月25日付で、教育委員会に対して「生涯学習複合施設について（自由意見抜粋）」が提出されておりますので、内容を読み上げます。

平成30年7月25日、門真市教育委員会様、門真市立公民館運営審議会、委員長萩原雅也、「生涯学習複合施設」について（自由意見抜粋）平成30年度第1回門真市立公民館運営審議会において、「生涯学習複合施設」について審議し、別紙の通り自由意見をとりまとめましたのでご報告いたします。

生涯学習複合施設について（自由意見抜粋）

1. 生涯学習複合施設建設基本計画の概要と総合教育会議以降の経過について

財政状況が厳しい中でも、身の丈にあった施設として、多くの市民の期待が生涯学習複合施設の建設に寄せられている。

施設機能の多少の再検討はあったとしても、基本計画策定時の全体的なコンセプトは変更せず、できるだけ早期に建設を進めることが望ましい。

2. 施設配置イメージ案について

駅前にこのような新しい施設ができることは、積極的に評価することができ、総合体育館など既存施設との距離も近く、施設同士の良好な連携も期待できる。

駅から近くなり利便性が上がり、駅から建物全体が見えるようになることで、新しい門真市の顔となり、魅力ある門真にもつながっていくものと考えます。

3. 既存施設との連携による機能分散の考え方について

基本コンセプトは維持すべきであり、基本計画にある機能をどれか1つ完全になくすのではなく、他の既存施設や学校施設を代用しながら機能の集約・縮小について検討してほしい

子育て支援機能を保健福祉センターに集約できるとしても、複合施設が図書館機能を中心に活性化を図る以上、親子で利用できる場所・スペースは必要である。

機能集約を想定した利用率が100%を超える諸室や他の施設で代替できない諸室は、基本的には複合施設に設置する方向で検討すべきである。

公民館も年数が経過し建替えが厳しいなら、今後を見据えて、複合施設の規模を大幅に集約するのは望ましくない。

使用料の件に関して、ルミエールホールを代替施設として使う場合、文化会館と比べ料金が高いため、一定の考慮が必要であると考えます。

次に、7月2日(月)に開催されました社会教育委員会議について、お手元の資料、社会教育委員会議議事録及び社会教育委員会議から提出された「生涯学習複合施設について(意見書)」をご参照ください。

社会教育委員会議でのご意見です。

会議では、案件に入る前に、「社会教育施設に求められていることや、どんな施設が社会教育施設としてふさわしいのか、」などについて、委員同士で自由に意見交換がされました。

意見としては、「社会教育施設は、教育という名称が入っているが、何か市側から一方的に提供するというのではなく、市民がどういう施設にしたいかとうことを持っていただき、交流の場となり、地域課題に取り組む人と人とのつながりの場であるような社会教育施設ができることで、市民活性化につながれば望ましい」「図書館などがあれば、用事がなくても図書館に立ち寄るということで、コミュニティや地域の人が集う場所になることが理想だと思う。」「複合施設という名前がついているが、建てる時になんでもかんでもありにしてしまうと、結局なんだったのかということになりかねない。今回は図書館というものが大きく見えているので、ここに行けば出会えない本に出会えるといった分かりやすい筋を一本作って、柱を立てたらどうか。」などの意見交換がなされました。

次に、「生涯学習複合施設建設基本計画の概要と総合教育会議以降の経過について」の案件では、特に各委員からの意見はありませんでした。

「施設の配置イメージ案について」の案件では、「今回見直しということで、生涯学習複合施設のアクセスと言いますか、交流広場から近くなったことはとても良いことだと思います。」「駅から近くて建物が見えるということは、例えばその施設の開館時間がどれくらいか分からないが、門真市にお住まいの方で仕事が終わって図書館が開いているから少し寄ってみようとか、その先に食の施設があると、お買い物もついでにしてみたいなど、利便性を考えるとその方がいいと思っています。」「機能は全然失っているわけではありませんし、商業施設が一つにまとまっているということは買い物をする側からしても便利かもしれません。」などの意見がありました。

「既存施設との連携による機能分散の考え方について」の案件

では、「せっかくの生涯学習複合施設ですので、図書館部門と文化会館部門が切り離されるのではなく、例えば図書館のグループ学習室も、大学ではラーニングコモンズが一つのブームとなっており、単なる自習室ではなく主体的に学ぶ場として文化会館利用者のラーニングコモンズとしても使えるような多様な交流の場というイメージで進めていただければ。」や、「イベントができるような大きい部屋があった方がいい。」「計画を立てられてから5年が経過して時代も変わっていますので、文化会館にある、調理室とか、絵画室とか、工作室というのが、最近馴染みのない部屋の名前がついているので、多目的室でいろんなものに使用できるのであればいいと思います。」「飲食スペースは必要。」「できるだけ多くの方々が希望する用途で部屋を使えることが重要であり、効率の良さを検討していく必要がある。」などの意見がありました。最後に、「他の個別計画との整合性について」の案件では、平成26年3月に策定した「生涯学習推進基本計画」及び平成28年12月に策定された「公共施設等総合管理計画」について説明を行った後、各委員から「公共施設等総合管理計画には、人口が減っていくので総延べ床面積を約12パーセント以上削減することを目標にする」と書いてあり、今から作る施設が計画通りにしていいのかということも少し疑問に思った。」「せっかくみんなに還元されるべき新しい施設が建ったときに、お金がないのに行政が不必要なものを建てたということにならないように」「機能分散で、例えば子育て支援機能が保健福祉センターでということが実現できるのであれば、それこそ床面積を12パーセント分削減し、堂々と建てればいいのかと感ずる。」などの意見が出されました。

次に、社会教育委員会 萩原議長より平成30年7月25日付で、教育委員会に対して「生涯学習複合施設について（意見書）」が提出されていますので、内容を読み上げます。

平成30年7月25日、門真市教育委員会様、門真市社会教育委員会 萩原議長、萩原議長、「生涯学習複合施設」について（意見書）平成30年度第1回門真市社会教育委員会において、「生涯学習複合施設」について審議し、別紙の通り意見をとりまとめましたのでご報告いたします。

生涯学習複合施設について（意見書）

1. 施設の在り方について

市民の交流の場となって地域課題に取り組み、人と人との繋がり
の場となることで市民の活性化が期待できる施設となってほし
い。

何のための施設かを市民に分かりやすく伝える柱となるものが
必要である。

利用しやすい施設となるよう適切な料金設定など、既存のシス
テムの見直しも検討してはどうか。

2. 施設配置イメージ案の変更について

駅からさらに近くなることに加えて、商業施設がまとまってい
るので、利用者の利便性が高まりメリットが大きい。

イベントなどアクティブに使える交流広場から遮るものがなく
施設が見えることは、まさに門真の顔になるような立地である
と言える。

隣接する商業ゾーンに文化の薫るテナントやカフェを戦略的に
誘導し、図書館との交流を進めていくことにより、ゾーンそのも
のが複合的に商業施設も含めた文化施設になるのではないかと

商業ゾーンの事業者には、子どもの教育と市民の生涯学習につ
いて一定の貢献や発信をしてもらえるような企業を選定してほし
い。

3. 既存施設との連携による機能分散の考え方について

図書館のグループ学習室には、机と椅子が可動式で主体的に学
び・話し合えるラーニングコモンズを取り入れ、飲食が可能で多
様な交流ルームともなるように検討してほしい。

施設の利用率の高い諸室は、複合施設にも設ける方向で検討し、
利用率が低く用途が限定された諸室は、多目的な機能を持った諸
室に集約するなど工夫が必要である。

子育て支援機能において、保健福祉センターとの連携で専門的
な諸室の必要性はなくなったが、親子が利用しやすい設備は残す
べきである。

4. 他の個別計画との整合性について

計画から5年が経過しもう一度見直すことは必要である。

門真市公共施設等総合管理計画に貢献できるように新しい施設
への集約や、学校施設を含む既存施設の利用は検討の余地がある。

以上が公民館運営審議会と社会教育委員会議での議事概要であ
ります。

高橋委員： 基本計画を見直すこと自体について、何か意見はありましたでしょうか。

牧菌社会教育課長： 公民館運営審議会において、「計画策定から5年経過しており、コンセプトが変わらなければ施設に多少の変更があっても良いと思う。」という意見がございました。

土川委員： 公民館運営審議会は、大半の委員が利用者団体の代表の方ですので、利用者の目線から、どのような意見が多かったですか。

牧菌社会教育課長： 「文化会館はエレベーターがなく、3階までのらせん階段がかなりしんどく、会議のたびに新しい施設がいつ建つのかと質問が出る。」「市の色々な状況を踏まえた上で、できるだけ早く進めてほしい。」など、全体的には早く何とか実現してほしいといった意見が多く出ていました。

桜井委員： 両方の会議で、新しい施設配置イメージ案について、以前の配置の方が良かったという意見はありませんでしたか。

牧菌社会教育課長： 特にございませでした。むしろ改正案の方が駅から近い、駅や線路から施設が見える、商業施設にも立ち寄りやすいので良いといった意見が少なくありませんでした。

長澤教育長職務代理者： 会議の様子や出された意見について、文字ずらでは分かりませんが、もう少し詳しく微妙なところもお尋ねしたいなと思います。前例はないと思いますが、公民館運営審議会の委員長で社会教育委員会議長の議長でもある萩原先生に、例えば教育委員会に出席していただいて、微妙なところをお尋ねする機会が作られないでしょうか。適当な回の教育委員会会議に出席してもらうことは考えられないですか。いかがでしょうか。

牧菌社会教育課長： 社会教育法第17条第2項に、社会教育委員は教育委員会の会議に出席し、社会教育に関する意見を述べることができると規定されておりますことから、萩原先生の出席は可能と考えます。従いまして、次回8月の教育委員会への出席の依頼をさせていただきます。

長澤教育長職務代理人： はい、是非よろしく申し上げます。

久木元教育長： 他にご意見等はございませんか。無いようでしたら、次に、現段階での既存施設との連携・機能分散等について説明願います。

説明者 牧菌社会教育課長

お手元の資料「生涯学習複合施設の機能に関する既存施設との連携・機能分散等について」をご覧ください。

生涯学習複合施設の機能に関する既存施設との連携・機能分散等についてご説明いたします。

前回の定例会では、文化会館と市北部地域の既存施設の利用状況の実績数値等を用いて、施設の連携や機能分散の可能性についてご説明いたしました。今回は、その数値による検討内容や各関係附属機関等からいただいたご意見を参考に、機能を集約できる諸室、連携可能な既存施設を施設構成モデルに表してみましたので、資料をご覧ください。

資料左側は、門真市生涯学習複合施設建設基本計画から抜粋した施設構成モデルです。

資料右側には、複合施設の各諸室において、複合施設内で機能集約できる可能性のあるものと、既存施設との連携により集約の可能性のあるものを検討した内容となっております。

具体的に見ていきますと、まず、複合施設内での機能集約に関しては、資料の右端から2列目に記載しておりますが、図書館部門においては、情報通信機能にある（緑色）「情報検索ゾーン」は、付帯部門の情報発信機能の「情報発信工房」に集約し、パソコンやプリンターなど機器を併用することが可能ではないか、文化会館部門の学習・創造機能にある（水色）「個人学習室」は、図書館部門の調べ学習機能の「研究個室」において、個人の学習と研究のための個室を設けることとしており、集約することが可能ではないか、（水色）「絵画室、工作室、和室」は、現実には会議室としての利用も少なくないことから、用途を限定した諸室を設けるよりも、利用者の多様な文化・学習活動を行えるよう、室内の設備を工夫し、多様な機能を持った諸室として、「会議・研修室」と「多目的室」とに集約が可能ではないか、発信・体感機能である（黄色）「展示ギャラリー」は、付帯部門の「エントランス」と併

設することで、出入りする利用者の目に留まる展示が可能ではないかと考えております。

次に、資料の右端の列に記載しております既存施設との連携に関しては、図書館部門においては、可能性なし、文化会館部門においては、学習・創造機能のうち、「会議・研修室（複数）」については、ルミエールホール及び中塚荘にある会議室等との連携が可能ではないか、「調理室」については、公民館にある調理室や周辺地域の学校施設内の家庭科室との連携が可能ではないか、

「和室」については、ルミエールホール及び中塚荘にある和室との連携が可能ではないか、付帯部門においては、子育て支援機能のうち、「キッズパーク」及び「子育てサロン」については、次年度以降に保健福祉センター内に開設予定である「地域子育て支援センター」の子育て支援機能との連携が可能ではないかと考えております。

次に、諸室の活用に関して、図書館部門の調べ学習機能のうち「グループ学習室」については、大学等にあるラーニングコモンズのように、主体的に学習・議論ができる場として利用することが可能ではないか、文化会館部門の発信・体感機能のうち「ホール」に関しては、2室を1室としながらも、パーティションにより分離して機動的に利用することが可能ではないか、付帯部門の飲食機能である（ピンク色）「カフェ」は、施設内にカフェを提供する飲食店を館内に配置せずとも、隣接する商業ゾーンのテナントやカフェを誘導することで、新たな図書館との連携を模索しつつ、同部門の滞留機能にある「交流・休憩スペース」内を飲食可能なスペースとして活用することが可能ではないかと考えております。

長澤教育長職務代理者： このプランだけでは分からないんですけども、社会教育委員会、公民館運営審議会や我々の意見を取り入れて変更されたのだと思いますが、気になっているのが、意見書のまとめとか議事録を見ますと、部屋の稼働率使用率が100%を越えるところについて、新たな施設にもそういう部屋を設けるといのが、議事録でも目立つんですね。あまり100%にこだわってしまうのは、短絡的ではないかと思えます。もしも100%超えるところでこういう案を出したのであれば、例えば70%、80%でも予定していた日に取れないとかそういう実態があるわけです。空いている日はあるけれ

ど、使おうと思う日には取れない。そうすると空いている日があれば、稼働率が100%になりません。しかし実際には不足しているという現実があります。その辺りについてはどのように考えていますか。

牧菌社会教育課長： 公民館運営審議会からもご意見をいただいておりますが、やはり100%を超えるホールの機能については、ニーズも高く新しい施設にも必要であるが、その他の諸室については学校も含んだ既存施設の活用を機能ごとにしっかりと必要性を判断すべきであるとのことでありました。従いまして、既存施設の利用率と合算で80%、90%の数値になっている諸室についても、現状は様々な用途に活用されていますので、できるだけ多目的に利用できるスペースを作っていきたいと考えております。加えて、諸室の利用時間の実態等についても検証し、貸出枠の拡大等も検討してまいります。

長澤教育長職務代理者： 多分把握されていると思いますが、実際に申し込みがどの程度あるのか、その辺り参考にしていただけたらなと思います。申し込みが200あるけれど、実際100しか使えないとかね。要望です。

久木元教育長： はい、分かりました。
他に意見はございませんか。

土川委員： 複合施設にカフェなどを作らなくても、商業施設と隣り合わせの立地を考えると、買い物してきたものを飲食できるスペースがあれば良いのではないのでしょうか。

牧菌社会教育課長： 社会教育委員会議においても、同様のご意見がございました。特に図書館部門については、幅広い世代が利用でき、ゆとりある滞在の場となることをめざしておりますので、飲食できるスペースは確保していきたいと考えておりますし、将来的には、商業施設との連携も検討できるのではないかと考えます。

高橋委員： 駐車場はどのようにお考えでしょうか。駅前なので、そこそこ収益が見込めるスペースになると思いますが。

牧菌社会教育課長： 最低限、施設利用者の駐車スペースは確保したいと考えており

ますが、余裕があれば、交流広場を含む周辺施設の利用者の皆様にも開放することも想定できます。

桜井委員： 質問の前にまずは意見なんですが、先程のカフェの話なんですが、世田谷の公民館なんですが、不登校の子ども達がたむろすることができる場所があるんです。必ずしも社会適応というニュアンスではなくて、そういった子ども達や引きこもりの子どもや不登校も年々門真では増えているようですから、そういった子どもたちや障がいのある子ども達やあるいは健常の子どもたちがカフェに参加して、中学や高校、子育て支援層と違う世代層が関わられるような仕組みを作る方が、商業施設とリンクするよりも良いのではないかな、WIN・WINになるのではないかなと思いました。

質問は、子育て支援機能が縮小されますが、親子で楽しめる施設になるよう、ソフト面での事業展開を期待していますが、これも親子と子育てだけではなくて色々な世代がつながれるようなものがあればいいなと思いますが、何かお考えはありませんか。

牧藪社会教育課長： 図書館部門においては、児童書の配架や読み聞かせゾーンなどで、現在も実施している親子で参加できる様々な事業を継続していきたいと考えております。また、文化会館部門においても、子育てに関する学習の機会や親子参加型の事業などを提供するとともに、両部門が連携した子育て支援に資する取り組みも進めていきたいと考えております。

長澤教育長職務代理者： 私の記憶違いかもしれませんが、公共施設等総合管理計画で12%削減というのはこの教育委員会会議で紹介はありましたか。私の記憶ではないんですが。この頃になって初めて正式な場で文書で見ているんですけど、これがあればもう少し議論の方向が変わっていたのかなと思います。これが大前提であれば、削減しなければならないと思います。そのあたり、私の記憶違いか、しつれい事務局の不手際なのか。

牧藪社会教育課長： 公共施設等総合管理計画ですけれども、これまで教育委員会の案件として紹介させていただいたことはありませんでした。

長澤教育長職務代理者： ないですね。

牧菌社会教育課長： 29年度第2回社会教育委員会議の時に、萩原議長から他市でそういった計画が作られているという話がございます、今回社会教育委員会議の中で議題として報告させていただいたところです。教育委員会で報告はしておりませんでした。

長澤教育長職務代理者： これは市の計画ですね。当然尊重しなければなりませんね。それを無視して、我々はどんどん話を進めていって、削減しませんでしたら、市の計画をどう教育委員会は考えているんだということになります。

久木元教育長： その辺りの公共施設等総合管理計画との関連性についてはきちんと説明できるようによろしくお願いいたしますと思います。

他に質問はございませんか。無いようでございますので、本日までの議論の内容等を踏まえながら、いただいたご意見を事務局案としてまとめさせていただきます。

また、次回の定例会には社会教育委員会議の議長兼公民館運営審議会委員長の萩原先生にもご出席いただくように調整させていただきます。また、それぞれの会議の様子等をお聞きするとともに、7月31日に開催予定の市民及び施設利用者への意見聴取の結果を報告していただき、様々なご意見を伺いながら市長部局への意見として取りまとめを行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議を終了とさせていただきます。

久木元教育長

閉会宣言 午後3時56分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 久木元 秀平

署名委員 土川 好子